

【総論】

【総論】は、政務調査費の概要と根拠法令等を示し、交付から収支報告までの概要を記載しています。

- 1 政務調査費の概要
- 2 政務調査費の交付から使用・収支報告までの概要

1 政務調査費の概要

(1) 政務調査費とは

政務調査費とは、『地方自治法第 100 条第 14 項及び第 15 項の規定』により制定された『札幌市議会政務調査費の交付に関する条例』に基づき、議会における会派に対し、札幌市議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として交付されるものです。

(2) 根拠法令・関連規定

法律	地方自治法 第 100 条第 14 項及び第 15 項 14 普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。 15 前項の政務調査費の交付を受けた会派又は議員は、条例の定めるところにより、当該政務調査費に係る収入及び支出の報告書を議長に提出するものとする。
条例	札幌市議会政務調査費の交付に関する条例（資料…P36）
規則	札幌市議会政務調査費の交付に関する規則（資料…P42）
要領	政務調査費に関する取扱要領（資料…P51）
要綱	札幌市議会政務調査費収支報告書の閲覧等に関する要綱（資料…P56）

(3) 交付の概要

対象	会派(所属議員が 1 人の場合を含む)
額	月額 40 万円 × 各月における当該会派の所属議員数 〔ただし、平成 22 年 4 月 1 日～平成 23 年 5 月 1 日においては、 月額 38 万円 × 各月における当該会派の所属議員数〕
方法	各四半期の最初の月の 10 日に、当該四半期に属する月数分を交付する。

2 政務調査費の交付から使用・収支報告までの概要

< 本手引きの参照ページ >



